

公益社団法人川崎西法人会 役員等慶弔規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人川崎西法人会（以下「本会」という。）の役員等の慶弔に關し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第 2 条 この規程は、本会の理事、監事及び委員（以下「役員等」という。）並びに支部及び部会の役員等について適用する。

(祝い金)

第 3 条 本会並びに支部及び部会の役員等に対する祝い金は、内容に応じて＜別表1＞の金額を支給する。

2 前項の祝い金の他、その他の慶事があり、会長が相應と認める場合、＜別表1＞の金額を支給する。

(弔慰金)

第 4 条 本会並びに支部及び部会の役員等の死亡及び役員の配偶者、子女、父母に関する弔慰金は、対象者に応じて＜別表2＞の金額を支給する。

2 前項の弔慰金の他、必要に応じて生花または花輪を贈る。

(見舞金)

第 5 条 本会並びに支部及び部会の役員等に対する見舞金については、15日以上入院した場合に10,000円を支給する。

(その他)

第 6 条 本規程の役員等以外の者の慶弔について会長が適當と認めた場合には、祝い金、弔慰金及び見舞金を贈ることができるものとする。

(支給方法)

第 7 条 祝い金、弔慰金及び見舞金の支給は現金によるものとし、本人が死亡した場合の弔慰金は遺族に支給する。

2 遺族の範囲は、死亡した本人の配偶者、子、孫、祖父母または兄弟姉妹とし、弔慰金の支給はこの順位による。

(改廃)

第 8 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から適用する。

別表1

内 容	祝 い 金
納税功労による叙勲または褒章受章	10,000円
納税功労以外の叙勲または褒章受章	10,000円
納税功労による財務大臣表彰受彰	10,000円
納税功労による国税庁長官表彰受彰	10,000円
納税功労による国税局長表彰受彰	10,000円
納税功労による税務署長表彰受彰	10,000円
その他の慶事	10,000円

別表2

対 象 者	弔 慰 金
本会の理事及び監事	20,000円
本会の委員	20,000円
支部及び部会の役員	20,000円
本会の理事及び監事、委員、支部及び部会の役員の配偶者、子女、父母、	10,000円